

収 印
入 紙

物 品 売 買 契 約 書

物 品 名	
数 量	
車 名 ・ 型 式	
登 録 番 号	
契 約 金 額	
契 約 保 証 金	
そ の 他 特 記 仕 様 書	

上記の件について、那須塩原市（以下「売出人」という。）と（以下「買受人」という。）の間において、物品売買契約を締結する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売出人

住所 栃木県那須塩原市共墾社108番地2

氏名 那須塩原市長 渡辺 美知太郎

買受人

住所

商号又は名称

代表者職氏名

(総則)

第1条 売払人及び買受人は、この契約の条項を信義に従い、誠実に履行するものとする。

(契約代金の支払い)

第2条 買受人は、契約金額を、売払人の指定する期日までに、売払人の発行する納入通知書により、納入するものとする。

(物品の引渡し)

第3条 売払人は、買受人が契約金額を納入したときは、速やかに物品を買受人に引き渡すものとする。

2 買受人は、物品の引渡しを受けたときに、売払人に物品受領書(様式第4号)を提出するものとする。

3 引渡し後、買受人は、当該車両を受領後速やかに、「売払人が指定する表示をすべて消去し、記名消去作業等完了報告書(様式第5号)にこれらの証明書類を添えて、遅滞なく売払人に提出するものとする。

4 前項の費用は、買受人が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第4条 売払人は、物品の引渡し後は、その物品の品質その他に関して一切の担保責任を負わないものとする。

(契約の解除等)

第5条 売払人は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。

(1) この契約の条項に違反したとき。

(2) 故意に契約の履行を遅延したとき。

(3) 正当な理由なく期限内に契約を履行する見込みがないと売払い人が認めたとき。

2 前項の場合において、買受人に損害を与えることがあっても、売払人はその損害の賠償の責めを負わない。

(疑義等の決定)

第6条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、売払人と買受人とが協議して定める。